

流山市市民参加推進委員会の評価シート

<b>対象事項</b>	<b>流山市開発事業の許可基準等に関する条例の一部改正する条例(案)</b>
-------------	--

① 市民参加の方法

適切である	概ね適切である	不適切である
<p>内容が専門的であることから、パブリックコメント・意見交換会とは別に、審議会での審査と考えるが審議会がないことから、この2つの手法となったことは、市民参加の方法としてやむを得ない選択と言える。</p> <p>ただし、市民は本案件に対し、どのように参加し、どう意見を提出すればよいか全くわからないのではないか。</p>		

② 市民参加の実施時期及び実施期間

適切である	概ね適切である	不適切である
<p>案件内容(条例改正)に照らし、適切に市民参加が実施されている。</p> <p>パブリックコメントと意見交換会が並行して実施されているが、意見交換会を複数日(土、日曜日)連続で行ったことは評価する。</p> <p><b>【各委員からの意見】</b></p> <p>(1)意見交換会の参加人数が1名とは、あまりにも少なすぎて、広報や周知が足りなかったと感じる。</p> <p>(2)他の案件と同じような展開であったことを考えると、決して不適切だったとは言えないが、はたして市民に理解できるものか疑問をもった。</p> <p>(3)実施期間や時期の問題以前に、市民参加手法や情報提供に難がある。</p>		

③ 参加しやすい工夫

適切である	概ね適切である	不適切である
<p>意見交換会については、対象となる市民に対し、概ね適切に告知し、市内2カ所(南北)で意見交換会を行ったことは評価できる。</p> <p>本案件については、市民が参加しやすい工夫をしても、業者が理解すればよいため、市民参加にはなじまないのではないか。</p> <p><b>【各委員からの意見】</b></p> <p>(1)専門的な内容であり、一般市民は理解しづらいため、具体的な例を挙げて分かりやすく、説明すべきである。</p> <p>(2)意見交換会への参加者が1名というのは問題がある。まとまった土地を所有している市民、TX沿線地区内に居住している市民等に対し積極的に参加してもらえるよう周知は出来なかったか。</p>		

④ 事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供

適切である	概ね適切である	不適切である
<p>本条例改正の内容が、市民にきちんと伝わったとは思えないが、開発事業者には伝わっていたものと思料する。</p> <p>専門的な案件であるため、市民の意見を聞き取れば、もっと表現を分かりやすく、案件(条例改正)によって市民がどのような影響があるのかを明確に説明すべきである。</p> <p><b>【各委員からの意見】</b></p> <p>(1)本当に市民からの参加を目指すのであれば、広報紙に掲載するのみでは市民には殆ど伝わらない。情報提供のルートをもう少しきめ細かくすることが必要。例えば自治会回覧に載せるなどの工夫が望まれる。</p> <p>(2)開発事業者等が対象の案件でなく、市民においても土地売買等でも関連がある案件であるため、案件についてわかりやすい説明が必要である。市民にはパブリックコメントなどの市民参加の仕組みを理解できていない人も多いため、今後開発が進む地区等の自治会へ説明会を実施するなどして、事業内容と市民参加について周知する必要がある。</p> <p>(3)本案件(条例改正)は、流山市の街づくりの根幹にかかわり、一般市民や宅地開発事業者に対し大きな影響を及ぼす改正であると同時に、流山市独自のビジョンを持ち、大変先進的である。しかし、その条例改正の内容(開発行為等)がほとんど市民にアピールできていない点が残念である。もっと具体的に事業内容を説明したり、情報提供の仕方を工夫をされたい。</p>		

⑤ 意見の取扱い

適切である	概ね適切である	不適切である
<p>パブリックコメントでの意見は、直接条例改正に関係あるものでなかったため、意見の取扱いについては問題なかったと史料する。</p> <p>また、意見交換会が1名の参加でも、参加者の意見(質問等)に対し対応できていたことは評価する。</p> <p><b>【各委員からの意見】</b></p> <p>(1)意見交換会のやり取り詳細を市のHPで公開はしているが、市民参加の結果を総括して広報紙等で発表するべきである。</p> <p>(2)パブリックコメントも意見交換会も市民参加がほとんどゼロに近い状況では、市民参加の趣旨に則った意見反映の取扱いは到底困難と考えられる。</p>		

⑥ その他

<p>本対象事業の市民参加条例に関する評価及び改善についての各委員からの個別意見・提案等は次のとおり。</p> <p>(1)開発行為は、個々の状況で取扱いが異なるので、パブリックコメントなどに適しているか疑問である。仮に、市民参加を必要とするならば、この条例による影響(資産価値等への影響等)など、論点を絞って聞く必要があろう。</p> <p>(2)開発業者のみに係る条例改正でなく、開発の進展によって市民にとっても重要な条例改正であることから、市民への事前説明が足りなかったのではないかと。今後は、関連する一般市民等に改正された条例をどう理解してもらうかが、課題になると推察する。</p> <p>(3)この種の条例の改正は、一般市民の市民参加には馴染まない。もし実施するのであれば、利害関係がある開発事業者や、その発生が予想される市民を対象に絞り込んで行うのが良いのではないかと。</p> <p>(4)この案件も市民参加手続を実施した狙いが不明であり、不要な業務増につながっていないかと懸念する。</p> <p>(5)住環境改善に係る条例としての情報や啓蒙が足りない。担当部局の問題意識が問われる結果であり今後の改善を強く促したい。</p> <p>(6)今後、該当開発行為の場所に移転してきた市民が、地区の土地利用の状況を調べやすい工夫が市として必要と思われる。</p> <p>(7)結果的に、パブリックコメントは0件、意見交換会の1名の参加では、事案内容そのものが一般市民に理解されていないと感じられる。市民が、開発基準と既存宅地開発(対象外の開発)の区別がつかない認識状況を判っていないながら、漫然とした参加方法を実施したのは課題が大きい。そのため、多くの誤った認識を是正する意味でも、自治会長会議やタウンミーティングを利用して啓蒙する努力が求められる。</p>
--

(注釈) 評価シートの「適切である」、「概ね適切である」、「不適切である」の該当について

評価シートの記入基準を満たしていない→「不適切である」

評価シートの記入基準を満たしている→「概ね適切である」

評価シートの記入基準(※)等の案件に応じた工夫をしている→「適切である」